



# 市からの連絡帳

## 臨時福祉・子育て世帯臨時特例給付金 相談窓口を開設!

市では、平成26年度(平成25年中)市民税(均等割)非課税者世帯を対象とした臨時福祉給付金および平成26年1月分児童手当受給者で、平成25年中の所得額が児童手当の所得制限額未満である方を対象とした子育て世帯臨時特例給付金の申請手続きの準備を進めています。

このたび、給付金担当窓口を田無庁舎2階に開設しました。両給付金に関するお問い合わせはこちらまで。

申請の時期・方法など詳細は、今後、市報や市HPでお知らせします。

◆臨時給付金担当 田 (☎0570-666-635)

## 届け出・年金など

### 市民カードをご利用ください

暗証番号を登録すると住民票等自動交付機が利用できます。



### 旧市の印鑑登録証から西東京市民カードへ引き替えできます

田無市または保谷市印鑑登録証を西東京市民カードに引き替え、暗証番号を登録すると、市内7カ所の自動交付機で住民票や印鑑登録証明書の交付が受けられます。

※暗証番号を登録している「ほうや市民カード」をお持ちの方も利用できます。

### 西東京市民カード・ほうや市民カードの暗証番号登録・変更

暗証番号未登録の市民カードをお持ちの方は、暗証番号登録手続きができます。暗証番号をお忘れの場合は、暗証番号変更手続きができます。

### 上記各手続き

登録者本人が市民課窓口(田無庁舎2

階・保谷庁舎1階・各出張所)で申請してください。

特①西東京市民カード・ほうや市民カード・田無市または保谷市印鑑登録証のいずれか

②申請者の本人確認ができるもの  
※②の種類により手続きの流れが以下の通り異なります。

(1)運転免許証、旅券、住基カードなど官公署が発行した顔写真の貼付してある証明書などで本人確認をした場合…即日でも手続きできます。

(2)保険証や年金手帳など(1)以外で本人確認した場合…即日では手続きできません。申請すると本人宛てに照会書を郵送しますので、照会書が届いたら再度来庁して手続きをしてください。

◆市民課 田(☎042-460-9820) 保(☎042-438-4020)

### 国民年金保険料免除などの申請対象期間が拡大

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合、被保険者・配偶者および世帯主の審査対象年度の所得が一定の基準額以下の場合には、申請により国民年金保険料の納付が免除(全額・一部)または猶予される制度があります。

この制度について、4月1日から、年金機能強化法による制度改正に伴い、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請ができるようになりました。

また、災害・失業などを理由とした免除についても、災害・失業などがあった年の翌々年6月分まで特例免除の申請ができるようになりました(平成26年3月以前にあった災害・失業も対象となりますが、過去分の審査対象期間は、2年1カ月前までです)。

※申請書のほかに別途添付書類が必要となる場合があります。世帯構成や申請希望年度によっても異なるため、あらかじめご了承ください。

※申請結果は、審査を経て年金事務所から通知されます。申請期間に対応する年度の所得に基づき審査が行われるため、免除が承認されない場合もあります。

※申請が遅れると、万一の際に障害年金などを請求できなくなる場合や、失業な

どの特例免除が受けられない場合がありますので、速やかに申請してください。

□申請場所 保険年金課(田無庁舎2階)、市民課(保谷庁舎1階)

田 武蔵野年金事務所 (☎0422-56-1411)

◆保険年金課 田(☎042-460-9825)

## 子育て・福祉

### ほうやちょう保育園の一時保育再開

9月1日(月)から一時保育を実施します。

9月分は、7月10日(木)から抽選予約の申し込みを開始します。

◆保育課 田(☎042-460-9842)

### 子ども・子育て支援新制度説明会

平成27年度から本格施行が予定されている「子ども・子育て支援新制度」について、市では現在、子ども子育て審議会で議論を重ねています。これまでの取り組みや今後の状況などを、市民の皆さんにご紹介するために、説明会を開催します。

時 7月6日(日)午前10時～正午

場 田無庁舎5階

申 当日、直接会場へ

※詳細は、市HPでご覧になれます。

◆子育て支援課 田(☎042-460-9841)

### 幼稚園児などの保護者へ補助金

「私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金」および「就園奨励費補助金」申請を受け付けます。

※西東京市に住民登録をしている3～5歳児(平成20年4月2日～平成23年4月1日生まれ)を幼稚園などに通園させている保護者。また、満3歳に達した時点で翌年度の4月を待たずに幼稚園などに通園させている保護者

### 申請方法

①市内の幼稚園などに通園の場合  
幼稚園などから配布される「補助金交付申請書」に必要事項を記入し、指定された日までに幼稚園などへ提出

②市外の幼稚園などに通園の場合  
幼稚園などから配布される「補助金交

付申請書」に必要事項を記入し、印鑑を持参のうえ、子育て支援課(田無庁舎1階)・市民課(保谷庁舎1階)へ提出  
※6月下旬までに幼稚園などから「補助金交付申請書」が配布されない場合は下記へご連絡ください。

□受付期間 6月30日(月)～7月4日(金) 午前9時～午後5時

□添付書類 ※該当する方のみ

◇生活保護受給世帯…生活保護受給証明書  
◇平成26年1月2日以降西東京市に転入した方…平成26年度課税証明書

◇平成26年1月1日現在海外に居住していた方…勤務先からの給与証明書(平成25年1月1日～同年12月31日に支払われた給与などの支払い証明書)

◆子育て支援課 田(☎042-460-9841)

### 社会教育関係団体へ補助金

市内で社会教育活動をしている団体(体育団体は除く)が行う事業の経費の一部を補助します。補助金の申請は、事前に受付時間を予約のうえ、申請書の内容について説明できる方が下記期間内に行ってください。

□申請受付 6月23日(月)～7月11日(金)に社会教育課(保谷庁舎3階)へ持参(郵送不可)

※相談は随時受け付けます。

※申請書など提出書類は社会教育課で配布

◆社会教育課 保(☎042-438-4079)

### 介護保険負担限度額認定証の更新

平成25年度介護保険負担限度額認定証(介護保険施設における居住費・食費に係る負担軽減の認定証)の有効期限は、6月30日(月)です。

7月(平成26年度)以降も引き続き認定の継続を希望する場合は、更新の手続きが必要です。

平成25年度に認定されている方には市から申請書を送付しましたので、必要事項を記入のうえ、7月中に手続きをしてください。

◆高齢者支援課 保(☎042-438-4030)

## 固定資産税の減額 ◆資産税課 田(☎042-460-9830)

### 住宅耐震工事

昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に耐震改修工事を行い、下記の要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を、住宅面積の120㎡まで2分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

□減額を受けられる要件 ①改修工事後3カ月以内に資産税課(田無庁舎4階)へ申告する ②平成25年4月1日以降に工事契約をし、改修工事をした場合、改修費用が50万円超である

□減額される期間 平成25年1月1日～平成27年12月31日に改修完了した場合、翌年度から1年間

### 必要書類

- ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書
- ②固定資産税減額証明書
- ③耐震改修工事に要した費用の領収書の写し

### 住宅のバリアフリー改修

平成19年1月1日以前から市内にある家屋にバリアフリー改修工事を行い、下記要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を、住宅面積100㎡まで3分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

□減額を受けられる要件 ①65歳以上の方または要介護・要支援の認定を受けている方、障害のある方が居住する家屋である(賃貸住宅を除く)

②平成19年4月1日～平成28年3月31日に一定のバリアフリー改修工事を行う ③改修工事後3カ月以内に資産税課(田無庁舎4階)へ申告する ④平成25年4月1日以降に工事契約をし改修工事をした場合、改修費用が50万円超である(補助金などを除く自己負担額) ⑤現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋である

### 必要書類

- ①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資

### 産税の減額適用申告書

②改修工事の内容などを確認できる書類(工事明細書・現場の写真<sup>※</sup>)およびバリアフリー改修工事に要した費用の領収書の写し

③納税義務者の方の住民票の写し ④改修住宅にお住まいの方により次のいずれかの書類

- (1)居住者が65歳以上の場合は、その方の住民票の写し (2)居住者が要介護または要支援の場合は、その方の介護保険被保険者証の写し (3)居住者が障害がある場合は、その方の障害者手帳の写し ⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことを確認することができる書類

◇一定のバリアフリー改修工事とは

廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室改良、便所改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への取り替え工事、床表面の滑り止め化

### 住宅の省エネ改修

平成20年1月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に省エネ改修工事を行い、次の要件を満たしている場合、

改修工事が完了した年の翌年度分における当該家屋に係る固定資産税を、住宅面積120㎡まで3分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

### 減額を受けられる要件

- ①平成20年4月1日～平成28年3月31日に一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修)を行う ②改修工事後3カ月以内に資産税課(田無庁舎4階)へ申告する ③現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋である ④平成25年4月1日以降に工事契約をし、改修工事をした場合、改修費用が50万円超である

### 必要書類

- ①住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書
- ②熱損失防止改修工事証明書
- ③熱損失防止改修工事に要した費用の領収書の写し
- ④納税義務者の方の住民票の写し

◇一定の熱損失防止改修工事とは

窓・床・天井・壁の断熱性を高めるための改修工事(外気などと接するものの工事で、窓の改修を含めた工事であることが必須)